

岐阜県木の国・山の国木づかいCO₂貯蔵量認定制度実施要領

平成23年2月24日 県流第843号部長通知
改正 令和5年4月3日 県流第24号部長通知
改正 令和6年3月29日 県流772号部長通知

(趣旨)

第1条 この要領は、「岐阜県木の国・山の国県産材利用促進条例」(令和4年12月20日岐阜県条例第45号)第20条の規定に基づき、ぎふ証明材等を使用した建築物及び木材製品に対して、ぎふ証明材等の使用によるCO₂貯蔵量を岐阜県が認定する「岐阜県木の国・山の国木づかいCO₂貯蔵量認定制度」の運用に必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本認定制度において用いる用語の定義は次のとおりとする。

(1) ぎふ証明材等

「ぎふ証明材等」とは、岐阜証明材推進制度実施要領(平成19年1月24日付け県流第463号林政部長通知)第2条(3)で定められた木材及び木製品又は県内で伐採された森林認証材をいう。

(2) CO₂貯蔵量

「CO₂貯蔵量」とは、ぎふ証明材等に貯蔵されている炭素の量を二酸化炭素の量に換算した量をいう。

(3) CO₂貯蔵量認定

「CO₂貯蔵量認定」とは、岐阜県が「CO₂貯蔵量」の認定を行うことをいう。

(認定の要件)

第3条 認定対象とする住宅、非住宅建築物、木製品等にぎふ証明材等を使用していることとする。

(認定の申請)

第4条 認定を受けようとする建築主又は事業主体は、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。ただし、別表1に示す事業に申請した者で、木材使用量の計算書及びそれに相当するぎふ証明材等の出荷伝票を県に提出した者は、申請の手続きを省略することができる。

- (1) 認定申請書(第1号様式)(岐阜県木の国・山の国県産材利用促進協定実施要領第9の2に基づく実施状況報告において、必要事項を報告する場合は省略可)
- (2) 木材使用量計算書(第2号様式)
- (3) ぎふ証明材等であることを証明する出荷伝票等

- 2 次に掲げる申請等があった場合は、前項に定める申請を省略することができる。
- (1) 岐阜県木の国・山の国県産材利用促進協定実施要領第9の2に定める報告があった場合
 - (2) 「ぎふの木づかい施設」認定要領第4条第2項に定める申請があった場合
 - (3) ぎふの木で家づくり支援事業費補助金において適当と認められた住宅
 - (4) ぎふの木で家づくりローン支援制度において適当と認められた住宅

(CO₂貯蔵量の認定及び公表)

第5条 知事は、認定の申請があった時には、その適否について審査を行う。

- 2 知事は、審査の結果、第3条の要件に適合していると認められたときは、提出された木材使用量計算書をもとにぎふ証明材等のCO₂貯蔵量を、「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」(令和3年10月1日 3林政産第85号「林野庁長官通知」)(以下、「ガイドライン」という。)に基づき、次の方法により算定し認定するものとする。

$$C_s = W \times D \times C_f \times 44 / 12$$

ただし、

C_s : 建築物に利用した県産材(製材のほか、CLTやLVL、合板等を含む。以下同じ。)に係る炭素貯蔵量(CO₂換算量)(t-CO₂)

W : 建築物等に利用した県産材の量(m³)

D : 県産材の密度(t/m³)(ガイドライン「参考1」の値に0.87を乗じて使用する)

C_f : 県産材の炭素含有率(ガイドライン「参考3」の値を使用する)

- 3 知事は、認定したCO₂貯蔵量を様式第3号により申請者に交付するものとする。ただし、第4条第2項第2号で申請のあった施設は、「ぎふの木づかい施設」認定要領に定める認定書に記載し、第4条第2項第3号及び第4号で適当と認められた住宅については、ぎふの木の家認定書に記載するものとする。
- 4 知事は、認定したCO₂貯蔵量を県ホームページで公表するものとする。

附 則

この要領は、平成23年2月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条第一項関係)

- ・ぎふの木で家づくり支援事業
- ・ぎふの木で家づくりローン支援制度
- ・ぎふ県産材利用促進施設等整備事業
- ・木の香る快適な公共施設等整備事業
- ・ぎふの木で学校まると木製品導入事業
- ・木造公共施設整備事業

岐阜県知事 様

申請者
 (郵便番号)
 (住 所)

 (フリガナ)
 (氏 名)
 ※法人の場合は法人名及び代表者職氏名
 (電話番号)

岐阜県木の国・山の国木づかいCO₂貯蔵量認定申請書

岐阜県木の国・山の国木づかいCO₂貯蔵量認定制度実施要領第4条の規定に基づき、下記の住宅（非住宅建築物・木製品等）について、CO₂貯蔵量認定を申請します。

認定対象の名称		
建 築 場 所 又 は 設 置 場 所		(郵便番号) (住 所)
完 成 日		年 月 日
仕 様 ・ 規 格 等	(建築物)	構造：①木造 ②非木造 ③混構造 階数：①平屋建て ②2階建て ③3階以上（ 階建て） ※該当するものに○をつけてください。 延べ床面積 m ²
	(木製品等)	
県産材使用量		別紙のとおり
工事施工者名 又 は 製作事業者名		

※1 添付書類

- 1) 木材使用量計算書（第2号様式）
- 2) ぎふ証明材等であることを証明する出荷伝票等の写し

様式第2号（木材使用量計算書）

木材使用量計算書

作成年月日	年 月 日
作成者氏名 事業者名	
申込者氏名 <small>※法人の場合は法人名及び代表者職氏名</small>	

部材名称	樹種	材積 (m ³)	生産地	ぎふ証明材等 生産流通履歴最終証明者 会社名・登録番号
合 計				

- 注) 1 県産材の証明となるもの（岐阜証明材推進制度による伝票の写し等）を5年間保管すること
 2 生産地はわかる範囲で記入すること（不明の場合は記入不要です。）
 3 材積は少数点以下5位まで求め、四捨五入し4位まで記載すること



岐阜県木の国・山の国木づかい CO₂貯蔵量認定書

（名 称）：

当（住宅・非住宅建築物・木製品）は、岐阜県産材を使用した（住宅・非住宅建築物・木製品）であり、使用された県産材に固定された炭素は、下記の量のCO₂に相当することを認定します。

CO₂貯蔵量 _____ (t-CO₂)

※大人1人が40年間で排出するCO₂量が約15tです。

※木の国・山の国ぎふで育った県産材を使った（住宅・非住宅建築物・木製品）をつくる（つかう）ことは、岐阜県の森林整備を促進するとともに、「脱炭素社会の実現」、「循環型社会の形成」、「地域経済の活性化」などに寄与します。

年 月 吉日

岐阜県知事

○○ ○○